装装保第７０３８号
令和８年３月３１日
一部改正　装装保第１６６４０号
令和８年８月６日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁装備政策部長
（公印省略）

防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護及び防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保に関する関係訓令の実施要領について（通知）

標記について、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号）第５３条第１項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第５９条第１項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）第４８条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第４２２４号。令和６年３月１３日）第８並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第３項第３号及び第１０項並びに防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和７年防衛装備庁訓令第１９号）第１９条の規定に基づき、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護について別紙第１のとおり、防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保について別紙第２のとおり、それぞれ定めたので通知する。

なお、別紙第１の第１６並びに第１７第３項及び第４項の規定は、防衛事業適合事業者契約締結後において新たに締結した秘密取扱原因契約から適用するものとし、防衛事業適合事業者契約を締結する場合におけ

る履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更要領について（装装保第１２５４６号。令和７年６月３０日）により申請した秘密取扱原因契約については、なお従前の例による。

添付書類：別紙第１及び別紙第２

写送付先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部運用支援・情報部長及び航空幕僚監部装備計画部長

別紙第１

防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領について

第１　趣旨

この要領は、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第５３条第１項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号。以下「秘庁訓令」という。）第５９条第１項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号。以下「特定秘庁訓令」という。）第４８条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第４２２４号。令和６年３月１３日。以下「装備品等秘密通達」という。）第８並びに防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和７年防衛装備庁訓令第１９号。以下「適合事業者訓令」という。）第１９条の規定に基づき、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関して適用される関係訓令の実施のため必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、適合事業者訓令及び防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第１４８４６号。令和７年７月３１日。以下「実施要領」という。）に定めるところによるものとする。

第３　適用の範囲

１　防衛事業適合事業者に秘密を取り扱わせる場合は、原則として、この要領の規定を他の規則の規定に優先して適用するものとする。

２　この要領に定める規定と他の規則の規定との適用関係に疑義が生じた場合は、前項の規定の趣旨に従い、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）が決定するところによるものとする。

第４　防衛事業適合事業者への委託

１　特別防衛秘密を取り扱う業務を防衛事業適合事業者に委託する場合における特別防秘庁訓令第２４条第１項及び第２項の規定の適用については、あらかじめこれらの項に規定する防衛装備庁長官の承認を得たものとする。

２　装備品等秘密を取り扱う業務を防衛事業適合事業者に委託する場合における秘庁訓令第２７条ただし書及び第２８条の規定の適用については、あらかじめこれらの条に規定する装備政策部長等又はその指定した者の許可を得たものとする。
３　特定秘密を取り扱う業務を防衛事業適合事業者に委託する場合における特定秘庁訓令第３５条第２項の規定の適用については、あらかじめ同項に規定する防衛装備庁長官の承認を得たものとする。

第５　防衛事業適合事業者との秘密取扱原因契約のリストの作成
１　装備保全管理課長は、中央調達にあっては防衛装備庁調達管理部調達企画課長、地方調達にあっては当該調達を実施する契約担当官等の協力を得て、定期的に防衛事業適合事業者と防衛装備庁の契約担当官等との間で締結された秘密取扱原因契約を取りまとめ、秘密取扱原因契約のリストを作成し、地方防衛局調達部長等に提供するものとする。
２　前項の規定により秘密取扱原因契約に関する情報の提供を受けた地方防衛局調達部長等は、管轄する防衛事業適合事業者に対し、当該情報の内容の適否を確認し、誤りがあった場合は、速やかに装備保全管理課長に報告するものとする。
３　前各項の規定による秘密取扱原因契約のリストの作成の細部の要領については、装備保全管理課長が別に示すものとする。

第６　防衛事業適合事業者への特定資料又は特定物件の提供及び返却
１　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件を提供する場合は、その旨を付紙様式第１により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとし、あわせて当該防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等に共有するものとする。
２　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者との秘密取扱原因契約の終了後も引き続き当該防衛事業適合事業者が当該秘密取扱原因契約に従って提供を受けた特定資料又は特定物件を保有する合理性があると認めた場合であって、秘密の保全上の支障がないと認めたときは、当該秘密取扱原因契約の終了後においても当該防衛事業適合事業者による当該特定資料又は特定物件の保有を当該防衛事業適合事業者との防衛事業適合事業者契約の下で継続させることができる。この場合において、継続して当該防衛事業適合事業者に当該特定資料又は特定物件を保有させることのできる期間は、当該防衛事業適合事業者契約の満了する日又は引き続き当該防衛事業適合事業者が当該特定資料又は特定物件を保有する合理性が終了する日までのいずれか早い日までとし、

年月日を指定するものとする。

3　前項の規定により防衛事業適合事業者契約の満了する日を指定した場合において、同項の防衛事業適合事業者契約が延長されたときの同項の防衛事業適合事業者による同項の特定資料又は特定物件の保有の継続については、同項の規定を準用するものとする。この場合においては、同項中「秘密取扱原因契約の終了後」とあるのは「防衛事業適合事業者契約の延長後」と、「当該秘密取扱原因契約に従って提供を受けた」とあるのは「当該防衛事業適合事業者契約に従って継続保有が認められた」と、「当該防衛事業適合事業者契約」とあるのは「延長後の防衛事業適合事業者契約」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　秘密の管理職員は、前２項の規定により防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件の保有を継続させると判断したときは、その旨を付紙様式第２により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第７　防衛事業適合事業者に提供した特定資料又は特定物件の共用

1　秘密の管理職員は、第６に定めるところにより防衛事業適合事業者に提供し当該防衛事業適合事業者が保有する特定資料又は特定物件について、他の秘密の管理職員又は防衛省本省の契約担当官等から、当該他の秘密の管理職員又は防衛省本省の契約担当官等に係る秘密取扱原因契約又は防衛省本省の契約担当官等がその契約相手方との間に締結した契約の履行のため共用することについて依頼があった場合は、当該特定資料又は特定物件の管理者等（特別防衛秘密にあっては特防秘庁訓令第２条第３項第１号に規定する管理者を、特定秘密にあっては特定秘庁訓令第５条第１項に規定する特定秘密管理者補を、装備品等秘密にあっては秘庁訓令第２条第３項第１号に規定する管理者をいう。以下同じ。）による同意が得られているときに限り、これを許可することができるものとする。ただし、秘密の管理職員又は契約担当官等が異なる場合であって、契約担当部署が同一であるときは、当該依頼を要しない。

2　前項の場合において、共用を受ける者が秘密の管理職員であるときは、当該秘密の管理職員は、共用しようとする特定資料又は特定物件が特別防衛秘密に該当する場合にあっては防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について（装装制第５１号。２７．１０．１）第２７第４項の規定に基づく手続を、特定秘密に該当する場合にあっては特定秘庁訓令第３５条第６項の規定に基づく手続を、並びに装備品等秘密に該当する場合にあっては装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和６年防衛省訓令第１０号）第３条各項及び第７条第３項の規定に基づく手続をあらかじめ行うものとする。

３　第１項の規定による共用の許可は、当該許可をした秘密の管理職員による特定資料又は特定物件の提供（継続保有によるものを含む。）が終了したときは、その効力を失うものとする。

第８　制限区域

１　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が制限区域を設定しようとする場合において、当該制限区域における特定の特定資料等の取扱いにより予想される秘密の保全上の脅威を分析し、その結果に照らし、当該制限区域の場所、当該制限区域を使用する目的、期間、時間等を勘案した上で、当該防衛事業適合事業者が当該特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱うことができると認めたときは、当該防衛事業適合事業者から、設定の期間及び時間、予想される秘密の保全上の脅威並びに管理者の配置、制限区域の境界の設定及び管理、制限区域の監督及び監視、制限区域への立入りの制限、管理規則の整備その他当該防衛事業適合事業者が講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策について、付紙様式第３により、地方防衛局調達部長等を経て申請させるものとする。

２　前項の申請を受けた秘密の管理職員は、申請に係る制限区域における防衛事業適合事業者による特定の特定資料等の取扱いの必要性、当該制限区域における特定資料等の取扱いに伴い予想される秘密の保全上の脅威並びに当該防衛事業適合事業者が当該制限区域において講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策の妥当性の詳細について確認の上、秘密の保全上の支障が生じないと判断した場合は、当該制限区域に配置される管理者に対する教育資料を作成した上で、付紙様式第４により装備保全管理課長に進達するものとする。

３　前項の進達を受けた装備保全管理課長は、申請に係る制限区域の秘密の保全上の妥当性を判断し、その設置を認める場合は、付紙様式第５により承認するものとする。この場合において、装備保全管理課長は、地方防衛局調達部長等に情報保全体制の変更に係る現地調査等を行わせることができる。

４　前各項の規定は、制限区域の設定の内容を変更する場合も同様とする。

５　制限区域を解除（承認を受けた期間が満了した場合を含む。）した場合は、秘密の管理職員は、当該防衛事業適合事業者から、付紙様式第６により、地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に届出させるものとする。

第９　防衛事業適合事業者の秘密保全施設等への立入り

防衛事業適合事業者の秘密保全施設等への立入りの許可に係る手続は、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装装制第６８６号。２７．１０．１）に基づき行うものとする。

第１０　下請負事業者への交付及び伝達

１　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた下請負事業者に限る。次項において同じ。）に特定資料等を提供するときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から付紙様式第７により申請させるものとする。ただし、あらかじめ秘密の管理職員から当該提供について許可を得ている場合は、この限りでない。

２　秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及びこれとは別に執られた同項の下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該申請に係る特定資料等を当該下請負事業者に提供する必要性並びにその方法、手段等及び日時の妥当性について審査し、当該申請について許可するときにあっては付紙様式第８により、当該申請について許可しないときにあっては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第１１　防衛事業適合事業者による特定資料及び特定物件の作成

１　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が特定資料又は特定物件を作成しようとするときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から付紙様式第９により申請させるものとする。ただし、秘密取扱原因契約において当該特定資料又は特定物件の作成が認められている場合は、この限りでない。

２　秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約に照らし、当該申請に係る特定資料又は特定物件を当該防衛事業適合事業者が作成する必要性並びにその数量、日時、実施場所及び実施者の妥当性について審査し、当該作成について許可するときにあっては付紙様式第１０により、当該作成について許可しないときにあっては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

３　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者から作成する特定資料又は特定物件の登録番号等の付与について申請があった場合は、当該特定資料又は特定物件を所掌する管理者等又はその職務上の上級者に対し、当該登録番号等の付与について依頼するものとする。

第１２　防衛事業適合事業者による秘密の取扱いの報告

１　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者による特定資料又は特定物件の接受、作成、送達及び廃棄について、付紙様式第１１により報告させるものとする。

２　秘密の管理職員は、前項に規定する報告があったときは、速やかにその内容を確認し、秘密取扱原因契約の内容又は第１０若しくは第１１の規定により許可等された内容と相違がある場合は、直ちに当該防衛事業適合事業者と調整し、是正させるものとする。

第１３　防衛事業適合事業者への指定解除等の通知

秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に提供した特定資料又は特定物件について、秘密の指定の解除、秘密の指定の有効期間の延長又は秘密の保存期間の変更がなされたときは、その旨を当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第１４　防衛事業適合事業者における事故発生時の措置

１　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者から、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故の発生若しくは特定資料等の保護措置に抵触するような事態の発生についての報告を受けた場合は、当該防衛事業適合事業者が、当該報告と合わせて、別図を基準として装備保全管理課長に報告していることを確認するとともに、次の各号に掲げる事項について当該防衛事業適合事業者の調査を行い、装備政策部長と連携して防衛装備庁長官に報告するものとする。

⑴　事故等が発生した日時及び場所並びに当事者の職名、氏名等

⑵　事故等に係る特定資料等の件名、登録番号（一連番号を含む。）、数量及び内容

⑶　事故等が発生した原因及び経過

⑷　事故等発生が及ぼす影響

⑸　事故等に対して講じた措置

⑹　所見及びその他の参考となる事項

２　秘密の管理職員は、必要と認めたときは、地方防衛局調達部長等に前項の調査を行わせることができるものとする。

３　秘密の管理職員は、第１項各号に掲げる調査について、装備保全管理課長その他関係する部署の長に必要な協力を求めることができるものとする。

４　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者から、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念につ

いての報告を受けた場合は、当該可能性又は懸念について確認した上で、必要に応じ、当該防衛事業適合事業者が装備保全管理課長に通報するよう措置するものとする。

5　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に対し、あらかじめ、事故等発生時の防衛装備庁の報告先を周知するものとする。この場合において、下請負又は委託先からの報告については、防衛装備庁と秘密取扱原因契約を締結した防衛事業適合事業者を通じて秘密の管理職員に報告するよう周知しておくものとする。

第１５　防衛事業適合事業者の検査

防衛事業適合事業者に対する実地の検査は、防衛事業適合事業者制度等に係る地方防衛局による検査等の実施要領について（装装保第１４８６２号。令和７年７月３１日）に基づき実施するものとする。

第１６　下請負の手続

1　秘密の管理職員は、秘密取扱原因契約の下で防衛事業適合事業者が他の防衛事業適合事業者である事業者に秘密を取り扱う業務の下請負を行わせる必要があると認めた場合には、秘密の保護のため、次の各号に掲げる措置を執るものとする。

⑴　当該他の防衛事業適合事業者である事業者（「下請負防衛事業適合事業者」という。以下同じ。）が当該秘密を取り扱うことのできる防衛事業適合事業者であることを確認すること。この場合において、当該下請負防衛事業適合事業者が当該秘密を取り扱うことのできない防衛事業適合事業者であるときは、当該下請負防衛事業適合事業者に当該秘密を取り扱うことのできる防衛事業適合事業者契約を締結させること。

⑵　当該下請負防衛事業適合事業者に対し、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項（実施要領別紙第３付紙に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項をいう。以下「違約金条項」という。）の下請負事業者に関わる規定を適用させること。

2　秘密の管理職員は、違約金条項の適用を受ける下請負防衛事業適合事業者が特定資料等をこれに接する権限のない者に漏えいしたことが判明した場合は、違約金条項に定めるところにより、当該下請負防衛事業適合事業者に秘密を取り扱う業務の下請負を行わせた防衛事業適合事業者に違約金を支払わせるものとする。

3　前項の規定により違約金を支払った防衛事業適合事業者は、違約金に相当する額の全部又は一部を当該下請負防衛事業適合事業者に求償することができる。この場合において、秘密の管理職員は、次の各号

に掲げる事項が徹底されるよう配意するものとする。

⑴　当該防衛事業適合事業者が当該下請負防衛事業適合事業者に対して行う求償は、当該防衛事業適合事業者が当該下請負防衛事業適合事業者を選定し、監督する立場にあることを踏まえ、当該防衛事業適合事業者と当該下請負防衛事業適合事業者間において、漏えいの態様、過失の程度、経営への影響等を総合的に勘案し、合理的な範囲内での負担割合について、双方が誠実に協議して定めること。

⑵　当該防衛事業適合事業者は、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和３１年法律第１２０号）等の関係法規を遵守し、不当に当該下請負防衛事業適合事業者の利益を害してはならないこと。

第１７　経過措置

１　秘密の管理職員は、第６に定めるところにより防衛事業適合事業者に提供し当該防衛事業適合事業者が保有する特定資料又は特定物件について、他の防衛装備庁の契約担当官等から、当該防衛装備庁の契約担当官等がその契約相手方との間に締結した契約の履行のため共用することについて依頼があった場合は、令和１０年３月３１日までの間、当該特定資料又は特定物件の管理者等による同意が得られているときに限り、これを許可することができるものとする。ただし、秘密の管理職員と契約担当官等が異なる場合であって、契約担当部署が同一であるときは、当該依頼を要しない。

２　前項の規定による共用の許可は、当該許可をした秘密の管理職員による特定資料又は特定物件の提供（継続保有によるものを含む。）が終了したときは、その効力を失うものとする。

３　防衛事業適合事業者の下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた下請負事業者に限る。以下この項において同じ。）が防衛事業適合事業者でない場合において、当該下請負事業者が特定資料又は特定物件を作成するときの第１１の規定の適用にあっては、「防衛事業適合事業者」とあるのは、令和１０年３月３１日までの間、「防衛事業適合事業者の下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた防衛事業適合事業者でない下請負事業者に限る。）」と読み替えるものとする。

４　秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が、防衛事業適合事業者でない事業者に下請負を行おうとする場合は、令和１０年３月３１日までの間、付紙様式第１２により申請させるものとする。

５　前項の場合において、秘密の管理職員は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及び別に執られた当該下請負事業者に

対する下請負に係る手続に照らし、当該下請負事業者の秘密保護措置が適切に実施されており、当該下請負事業者に取り扱わせる特定資料等の範囲が適切であるかについて確認し、当該下請負について許可するときにあっては付紙様式第１３により、当該下請負について許可しないときにあっては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

6　秘密の管理職員は、前２項の規定により下請負を行う者が特定資料等をこれに接する権限のない者に漏えいしたことが判明した場合は、違約金条項に定めるところにより、当該下請負を行う者に違約金を支払わせるものとする。

付紙様式第１

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（防衛事業適合事業者）　殿

（秘密の管理職員）

特定資料又は特定物件の提供について（通知）

標記について、別紙のとおり提供するので、漏えい等のないように適切に保護されたく通知します。

添付書類：別紙
写送付先：（＊）、防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

（＊）：特定資料又は特定物件を送達する部署の秘密の管理者等を記載する。

属紙（付紙様式第１）

秘密取扱原因契約に伴う特定資料又は特定物件の提供目録

提供先事業者名：

番号	調達要求番号	契約品名	提供する特定資料又は特定物件					作成／送達の別（作成の場合、履行場所）	備　考
			秘密区分	件　名	登録番号	一連番号	送達元部署名		

付紙様式第２

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（防衛事業適合事業者）　殿

（秘密の管理職員）

特定資料又は特定物件の継続保有について（通知）

標記について、別紙のとおり引き続き保有を認めることとしたので、通知します。

添付書類：別紙
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

属紙（付紙様式第２）

継続保有を認める特定資料又は特定物件一覧表

番号	特定資料又は特定物件				認める理由	保管場所（事業所名）	保有期限	備　考
	秘密区分	件　名	登録番号	一連番号				

注：保有期限は、具体的な年月日を記載する。

付紙様式第３

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

秘密の管理職員　殿
（地方防衛局調達部長等経由）

（防衛事業適合事業者）

制限区域の（＊）について（申請）

標記について、下記のとおり申請します。

記

１　対象となる特定の特定資料等並びに秘密の種類及び区分

２　制限区域における特定の特定資料等の取扱いの必要性

３　制限区域の名称及び場所

４　制限区域の設定の期間

５　制限区域を使用する時間

６　制限区域の使用に伴い予想される秘密の保全上の脅威

７　制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策
⑴　６を踏まえた秘密の保全上の基本的な対応策の考え方
⑵　制限区域に配置される管理者の所属・氏名及びその定期的な保全教育受講の状況
⑶　制限区域の境界の設定の方法
⑷　制限区域の境界の管理の方法
⑸　制限区域の監督及び監視の体制及び方法
⑹　制限区域への立入りの制限の方法
⑺　制限区域を管理する規則の基本的な考え方
⑻　その他秘密の保全上の対応策

添付書類：制限区域の境界の設定の方法を説明する図面
　　制限区域を管理する規則

付紙様式第３　記載要領等

１（＊）には、「設置」又は「変更」のいずれかを記載する。
２　第１項には、制限区域において取り扱う特定の特定資料等について、件名、管理番号並びに秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。
３　第２項には、制限区域を設置（又は変更）せざるを得ない著しい制約事項及び制限区域の使用目的について記載する。
４　第３項には、制限区域の名称及び制限区域を設定する施設の名称、棟名、階数等を記載する。
５　第４項には、契約履行上、真に必要とする制限区域の設定期間（使用開始年月日及び使用終了年月日）を記載する。
６　第５項には、設定期間中における制限区域として使用する時間（使用開始時刻及び使用終了時刻）を記載する。
７　第６項には、制限区域の使用中に予想される秘密保全上の脅威について、対応措置の判断が可能となるよう具体的に記載する（例えば、関係者以外の者の立入り、不正持出し、盗資・盗聴等）。
８　第７項には、各号の事項に関し制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策について、次の各号に掲げる要領により記載等する。
⑴　第６項に記載された具体的な保全上の脅威に対し、物理的措置及び管理（運用）の両面からの対応策を記載する。
⑵　制限区域の現場の管理者（予定者を含む。以下同じ。）について、所属、氏名、保全教育の受講記録を記載する。
⑶　制限区域の境界の設定について、立体的に確認可能な図面（配置図/平面図、立面図/断面図、パース画等）を作成し、併せて保全措置の状況を確認できる写真を添付する。
⑷　制限区域の境界の管理について、⑶の図面に施設の全ての出入り可能な開放部の状況並びに関係社員及び特定資料等の動線を明示し、周囲から明確に分離された区域を実現するための境界の管理（運用）の要領を記載する。
⑸　制限区域の現場の管理者による監督体制並びに現場の管理者、作業に従事する関係社員その他監視要員による監視体制及び運用について記載する。
⑹　制限区域の立入制限について、周囲から明確に分離された区域を実現するための物理的措置及び周囲から明確に分離された区域を維

持するための管理（運用）の要領を記載する。

⑺　制限区域を管理するための規則について、第６項及び第７項⑴から⑹までに照らし、基本的な考え方を記載する。また、当該規則を添付する。

⑻　関係社員への教育の実施状況等その他の秘密の保全上必要な対応策について記載する。

付紙様式第４

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長　殿

（秘密の管理職員）

制限区域の（＊）に係る申請について（進達）

標記について、保全対策の妥当性を確認したので、下記のとおり進達する。

記

１　対象となる特定の特定資料等並びに秘密の種類及び区分

２　制限区域における特定の特定資料等の取扱いの必要性

３　制限区域の概況
⑴　制限区域の名称
⑵　制限区域の設定の期間
⑶　制限区域を使用する時間

４　制限区域における特定の特定資料等の取扱いにより予想される秘密の保全上の脅威及びその分析の結果

５　制限区域の設定及び運用に伴う秘密の保全上の脅威を低減するための措置の基本的な考え方

６　制限区域に配置される管理者に必要になる教育の基本的な考え方

７　制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策の評価

添付書類：制限区域に配置される管理者に対する教育資料
関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

付紙様式第４　記載要領等

１（＊）には、「設置」又は「変更」のいずれかを記載する。

２　第１項には、制限区域において取り扱う特定の特定資料等について、件名、管理番号並びに秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」の別）を記載する。

３　第２項には、制限区域を設置（又は変更）せざるを得ない著しい制約事項及び制限区域の使用目的について記載する。

４　第３項には、制限区域の概況について、次の各号に掲げる要領により記載する。

⑴　制限区域の名称を記載する。

⑵　制限区域の設定期間（使用開始年月日及び使用終了年月日）を記載する。

⑶　制限区域の使用時間（使用開始時刻及び使用終了時刻）を記載する。

５　第４項には、制限区域の使用中に予想される秘密の保全上の脅威について、申請された事項に不備や見落としがないかについて確認し、その内容を精査し、評価した上で制限区域を設置（又は変更）する。

６　第５項には、第４項で確認された保全上の脅威に対して、どのような措置を執ることにより脅威を低減するのかについて記載する。

７　第６項には、秘密の管理職員が、制限区域の現場の管理者に必要とされる基本的な保全知識及び制限区域の特性に応じた保全措置に関する教育の基本的な考え方を記載する。また、当該教育のための資料を添付する。

８　第７項には、第４項による分析結果を踏まえた第５項による対応措置及び第６項による教育が、申請のあった制限区域に係る秘密保全上の対応策として妥当であるかについて、その理由を含めて記載する。

付紙様式第５

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（防衛事業適合事業者）　殿

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長

制限区域の（＊１）について（承認）

標記について、承認します。（＊２）

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書
写送付先：秘密の管理職員、防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局
　　調達部長等

注：１　（＊１）は、「設置」又は「変更」のいずれかを記載する。
　　２　（＊２）は、承認に際して条件を付す場合、その詳細について
　　記載する。

付紙様式第６

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長　殿
（地方防衛局調達部長等経由）

（防衛事業適合事業者）

制限区域の解除について（届出）

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

１　制限区域の名称

２　承認を受けた制限区域の設定の期間

３　解除年月日

４　その他特記事項

写送付先：秘密の管理職員、防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

注：第４項は、制限区域の設定期間中に発生した不具合事象等、報告すべき事項がある場合に記載する。

付紙様式第７

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（秘密の管理職員）　殿

（防衛事業適合事業者）

下請負事業者への特定資料等の提供について（申請）

標記について、別紙のとおり申請します。

添付書類：別紙
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、
　　下請負先事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

属紙（付紙様式第７）

下請負事業者へ提供する特定資料等一覧表

調達要求番号及び契約品名：
契約事業者名：

番号	提供する特定資料等					提供先下請負事業者名	防衛事業適合事業者契約番号（＊）	提供の方法、手段等	提供する理由	提供年月日
	秘密区分	件　名	登録番号	一連番号	送達元部署名					

（＊）：防衛事業適合事業者でない場合は、秘密保護措置について防衛装備庁等から承認を受けた通知文書の発簡番号及び発簡年月日を記載する。

付紙様式第８

発　簡　番　号
発 簡 年 月 日

（防衛事業適合事業者）　殿

（秘密の管理職員）

下請負事業者への特定資料等の提供について（許可）

標記について、許可します。

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書発簡番号（発簡年月日）
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、
下請負事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

付紙様式第９

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（秘密の管理職員）　殿

（防衛事業適合事業者）

特定資料又は特定物件の作成について（申請）

標記について、別紙のとおり申請する。

添付書類：別紙
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

属紙（付紙様式第９）

作成する特定資料又は特定物件一覧表

調達要求番号及び契約品名：

契約事業者名：

番号	特定資料又は特定物件の概要	作成に使用する特定資料等				作成の理由	数量	実施年月日	実施場所	実施事業者名
		秘密区分	件　名	登録番号	一連番号					

付紙様式第１０

発　簡　番　号
発 簡 年 月 日

（防衛事業適合事業者）　殿

（秘密の管理職員）

特定資料又は特定物件の作成について（許可）

標記について、許可します。
なお、作成後の特定資料又は特定物件の登録番号等は、別紙のとおりとします。

添付書類：別紙
関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書発簡番号（発簡年月日）
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

属紙（付紙様式第１０）

作成後の特定資料又は特定物件一覧表

番号	秘密区分	件　　名	登録番号	一連番号	保存期間

付紙様式第１１

発　簡　番　号
発 簡 年 月 日

秘密の管理職員　殿

（防衛事業適合事業者）

特定資料又は特定物件の（＊）について（報告）

標記について、別紙のとおり報告します。

添付書類：別紙

（＊）：「接受」、「作成」、「送達」又は「廃棄」のいずれかを記載する。

属紙（付紙様式第１１）

特定資料又は特定物件（＊）一覧表

番号	特定資料又は特定物件の件名等				（作成の場合）その理由	（＊）年月日	実施場所	実施事業者名
	秘密区分	件　名	登録番号	一連番号				

（＊）：「接受」、「作成」、「送達」又は「廃棄」のいずれかを記載する。

付紙様式第１２

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（秘密の管理職員）　殿

（防衛事業適合事業者）

特定情報の取扱いに係る下請負について（申請）

標記について、別紙のとおり契約の一部を下請負させたいので、申請します。

記

添付書類：別紙
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、
下請負事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

属紙（付紙様式第１２）

下請負事業者及び下請負の範囲等について

調達要求番号及び契約品名：

番号	下請負事業者名及び事業所名	秘密保護措置（＊）				特定資料等の取扱いの範囲
		秘密保護規則及び秘密保全実施要領	業務管理者	保全施設	保全教育	

（＊）：秘密保護措置の欄には、防衛装備庁等から承認を受けた通知文書の発簡番号及び発簡年月日を記載する。

付紙様式第１３

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

（防衛事業適合事業者）　殿

（秘密の管理職員）

特定情報の取扱いに係る下請負について（通知）

標記について、許可されたので通知します。

関連文書：防衛事業適合事業者からの申請文書発簡番号（発簡年月日）
写送付先：防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等、
下請負事業者を管轄する地方防衛局調達部長等

別　図

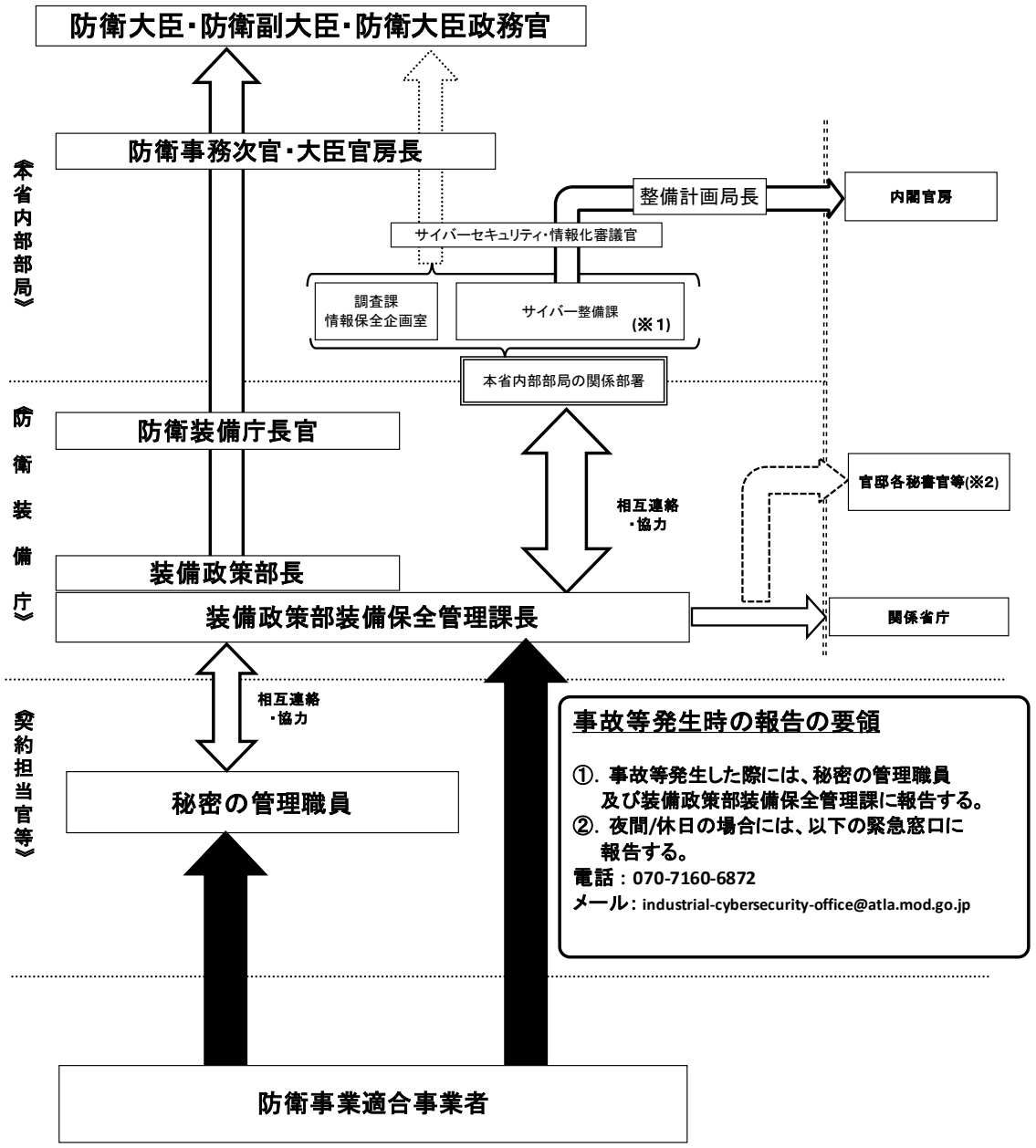

■注　※１：サイバー事案についてはサイバー整備課への連絡を行い、関係省庁への情報共有を図るものとする。
※２：事故等の内容が、社会的に影響の大きなものについては官邸各秘書官等への情報共有を行う。
※３：防衛事業適合事業者から秘密の管理職員及び装備保全管理課への第一報については、「別紙様式」を用いて行うことを基準とする。

別紙様式

（宛先）

① 会社名 （事業所名を含む。）		
② 連絡先部署、担当者名 ③ 電話番号		（内線　　）
④ 速報の内容	□　ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故（疑い・おそれ）
	□　イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	□　ウ	情報セキュリティ事故等
	□　エ	その他
⑤ 現時点でわかっていることの詳細		
⑥ これまでにとった対応	□ ア　事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 □ イ　公的関係機関に通報（公的関係機関の名称を合わせて明記） （　　） □ ウ　その他 （　　）	
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 （例） 〇〇式〇〇に関する契約	□ ア　防衛装備庁　（担当課等を合わせて明記） （　　） □ イ　その他の契約機関　（担当部署を合わせて明記） （　　）	

※1　省内関係各署への伝達を迅速に行うため、防衛事業適合事業者から秘密の管理職員及び装備保全管理課への第一報については、この様式を用いて行うことを基準とする。（作成に当たっては、付紙の記入要領を参照のこと。）

※2　防衛事業適合事業者から秘密の管理職員及び装備保全管理課への本報告書の送信は、必ず電話連絡を行ったのちに、電子メール等により行うものとする。また、本報告書を省内関係各署間で送信する場合についても、送信に先立ち、当該送信先に対して必ず電話連絡を行うこと。

※3　防衛事業適合事業者から電子メール等の送信が不可能な場合は、秘密の管理職員及び装備保全管理課の担当者が上記を聴取し、以降、本様式により省内関係各署へ伝達する。

付　紙

（記入要領）

（宛先）　*防衛装備庁　〇〇部　〇〇官　〇〇　宛*

① 会社名 （事業所名を含む）	*〇〇(株）〇〇事業所*	チェックは、 ■、レの いずれでもよい。
② 連絡先部署、担当者名 ③ 電話番号	*〇〇課　〇〇* *03-〇〇〇〇-〇〇〇〇*　（内線　*〇〇〇〇〇*　）	
④ 速報の内容	□　ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故（疑い・おそれ）
	□　イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	■　ウ	情報セキュリティ事故等
	□　エ	その他
⑤ 現時点でわかっている ことの詳細	*〇〇に関するデータの流出の可能性あり*	
⑥ これまでにとった対応	■　ア　事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 □　イ　公的関係機関に通報（公的関係機関の名称を合わせて明記） （　　） ■　ウ　その他 （*社内対策会議を緊急召集*）	
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) 〇〇式〇〇に関する契約	□　ア　防衛装備庁　（担当課等を合わせて明記） （*〇〇式〇〇に関する契約（装備庁〇〇官）*） □　イ　その他の契約機関　（担当部署を合わせて明記） （*〇〇の補用品（陸自〇〇補給処）*）	

※　テキスト形式による送信の場合は、下記の略記例を参照

（テキスト形式による送信の場合の略記の例）　※テキスト文中の①～⑦の番号は、上記様式中の番号に対応。

情報セキュリティ特約条項第6条第2項の速報

①　〇〇(株）〇〇事業所
②　〇〇課　〇〇
③　03－〇〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）
④　6-2-1　ア　悪意のあるコードへの感染
⑤　〇〇に関するデータの流出の可能性あり
⑥　ア　事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断
*　　イ　社内対策会議を緊急召集*
⑦　ア　〇〇式〇〇に関する契約（装備庁〇〇官）
*　　イ　〇〇の補用品（陸自〇〇補給処）*

別紙第２

防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保に関する関係訓令の実施要領について

第１　趣旨

この要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日。以下「確保通達」という。）第３項第３号及び防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和７年防衛装備庁訓令第１９号。以下「適合事業者訓令」という。）第１９条の規定に基づき、防衛装備庁の装備品等及び役務の調達に関する契約の相手方が防衛事業適合事業者である場合において、当該相手方による当該契約に係る情報セキュリティの確保のため、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、適合事業者訓令、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第１４８４６号。令和７年７月３１日。以下第５第５項において「実施要領」という。）並びに確保通達第２項第１号及び第２号に定めるところによるものとする。

第３　適用の範囲

１　装備品等及び役務の調達に関する契約の相手方である防衛事業適合事業者（以下「契約相手方防衛事業適合事業者」という。）及び当該契約相手方防衛事業適合事業者の下請負事業者に当該契約の履行のため保護すべき情報を取り扱わせる場合は、原則として、この要領の規定を他の規則の規定に優先して適用するものとする。

２　この要領に定める規定と他の規則の規定との適用関係に疑義が生じた場合は、前項の規定の趣旨に従い、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）が決定するところによるものとする。

第４　保護すべき情報の指定

調達要求をする者（以下「要求元」という。）は、装備品等及び役務の調達要求を行うに当たり、次に掲げる情報を保護すべき情報として指定することを基本とする。

⑴　保護情報取扱原因契約の履行過程において契約相手方防衛事業適合

事業者に取り扱わせる取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１第２項に規定する取扱い上の注意を要する文書等及び同通達第８に規定する注意電子計算機情報

⑵　保護情報取扱原因契約の履行過程において契約相手方防衛事業適合事業者が生成する情報のうち、次に掲げる情報（装備品等の能力をおおよそ識別できる情報を含む。）

ア　前号の情報の一部を含んでいる情報

イ　解釈又は分析により、前号の情報又は公にすることによって安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報

ウ　契約相手方防衛事業適合事業者が取り扱う情報を組み合わせた結果、前号の情報又は公にすることによって安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報

第５　契約への適用

１　要求元は、付紙様式第１に定める保護すべき情報の指定に関するチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、保護すべき情報として指定すべきものの有無等を判断するものとする。なお、当該チェックシートは、契約に至る過程が記録された文書として取り扱うものとする。

２　要求元は、確保通達第３項第１号に規定する仕様書を補足する細部資料として、付紙様式第２に定める情報セキュリティ指定書を作成するものとする。

３　要求元は、装備品等及び役務の調達要求に係る書類を契約担当官等に送付する際、併せて記入済みのチェックシートを送付するものとする。

４　前項の規定により記入済みのチェックシートの送付を受けた契約担当官等は、要求元による保護すべき情報として指定すべきものの有無等の判断の妥当性について、装備品等及び役務の調達要求の内容及び当該記入済みのチェックシートの内容に照らし点検するものとする。

５　契約担当官等は、第３項の規定により送付を受けた装備品等及び役務の調達に関し、保護すべき情報として指定すべきものがあると認めた場合は、保護情報取扱原因契約に実施要領別紙第１の第１１第３項第２号に定める特約条項を付すに当たり、当該調達に係る保護すべき情報が契約相手方防衛事業適合事業者の情報保全体制の下で確実に取り扱われるよう措置するものとする。

６　要求元は、保護すべき情報の指定の変更等を行う必要があると認めた場合は、当該保護すべき情報の指定に係る情報セキュリティ指定書

の変更等を行い、当該情報セキュリティ指定書に係る契約担当官等に通知するものとする。この場合において、当該契約担当官等は、当該変更等について、付紙様式第３を基準として、当該変更等に係る保護すべき情報を取り扱う契約相手方防衛事業適合事業者に対する監査の協力の依頼を受けた地方防衛局調達部長等（以下「監査実施地方防衛局調達部長等」という。）及び装備保全管理課長に通知するものとする。

７　契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から保護情報取扱原因契約の履行過程において生成した情報について、保護すべき情報に該当するか否か等に係る問合せを受けた場合は、当該保護すべき情報を指定した要求元に確認し、その結果を書面で得た上で、これを当該契約相手方防衛事業適合事業者に送付するものとする。

第６　取扱者名簿

１　契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者に対し、付紙様式第４及び付紙様式第５を基準として、要求元又は業務上必要と認める者（以下「要求元等」という。）に取扱者名簿を届け出るよう求めるものとする。

２　前項の取扱者名簿に記載する内容は、保護すべき情報に接する者の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍、住所、業務内容及び履行中の他の保護情報取扱原因契約の下で保護すべき情報を取り扱う者としての確認の有無とする。

３　要求元等は、前項の規定による取扱者名簿の届出があったときは、次の各号に掲げる観点からその記載内容に不備がないことを確認するものとする。この場合において、不備があることを確認したときは、届出をした契約相手方防衛事業適合事業者に対して再度の提出又は補正を求めるものとする。

⑴　記載漏れがなく、かつ、記載内容が正確であること。

⑵　取扱者の保護すべき情報を取り扱う業務内容が明確に記載されていること。

４　要求元等は、前項の規定による確認をするに当たり、必要に応じ、装備保全管理課長に取扱者名簿の記載事項について照会するものとする。この場合において、要求元等は、装備保全管理課長に当該取扱者名簿の写しを送付するものとする。

５　要求元等は、前２項の規定による確認を行った場合において、取扱者名簿の全部又は一部について不同意とするときは、付紙様式第６を基準として、届出をした契約相手方防衛事業適合事業者にその旨を通知するものとする。

６　要求元等は、届出のあった取扱者名簿に不備のないことを確認し、これを受領したときは、届出をした契約相手方防衛事業適合事業者に付紙様式第７の取扱者名簿受領書を交付するものとする。
７　要求元等が受領した取扱者名簿に変更が生じた場合は、前各項の手続に準じた手続をとるものとする。

第７　保護すべき情報の交付
１　契約担当官等及び要求元等は、契約相手方防衛事業適合事業者に保護すべき情報を交付する場合は、第６第６項の規定により交付した取扱者名簿受領書の提示を求めるとともに、保護すべき情報を記録する箇所に、下線を引いて明示する、枠で囲んで明示する又は文頭及び文末に括弧を付して明示する等の措置をとるものとし、併せて、保護すべき情報のリスト等を交付するものとする。
２　前項の保護すべき情報のリスト等は、付紙様式第８を基準として作成するものとする。
３　契約担当官等及び要求元等は、第１項の規定により契約相手方防衛事業適合事業者に保護すべき情報のリスト等を交付した場合は、当該保護すべき情報のリスト等に記載された文書又はデータファイルを当該契約相手方防衛事業適合事業者が受領したことを確認できるよう記載を求め、受領書の提出を求めるものとする。
４　契約担当官等及び要求元等は、前項の規定による受領書の提出を受けた場合は、同項の契約相手方防衛事業適合事業者が同項の文書又はデータファイルを受領した旨を監査実施地方防衛局調達部長等に通知するものとする。

第８　適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの手続
　監査実施地方防衛局調達部長等は、監査対象である契約相手方防衛事業適合事業者から防衛事業適合事業者契約を締結している下請負事業者（以下「適合下請負事業者」という。）に保護すべき情報を取り扱わせることについての届出を受けた場合は、当該届出に係る保護すべき情報の取扱いが当該適合下請負事業者との防衛事業適合事業者契約の範囲内で行われることを確認した上で、契約担当官等に進達するものとする。

第９　未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの手続
１　監査実施地方防衛局調達部長等は、監査対象である契約相手方防衛事業適合事業者から防衛事業適合事業者契約を締結していない下請負事業者（以下「未適合下請負事業者」という。）に保護すべき情報を取り扱わせることについての申請を受けた場合は、当該契約相手方防

衛事業適合事業者による当該未適合下請負事業者の確認の内容を点検の上、当該未適合下請負事業者に保護すべき情報を取り扱わせることの可否又は当該未適合下請負事業者の情報保全体制を直接確認する必要性についての意見を付して、契約担当官等に進達するものとする。

２　前項の進達を受けた契約担当官等は、当該進達に係る未適合下請負事業者に保護すべき情報を取り扱わせることの可否を判断するに当たり、その情報保全体制を直接確認する必要があると認めたときは、当該進達に係る契約相手方防衛事業適合事業者に対して行う監査の例に倣い情報保全体制を確認するものとする。

３　契約担当官等は、第１項の進達又は前項の確認の結果を踏まえ、当該進達に係る未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いについての承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、決定の内容については、付紙様式第９を基準として、第１項の契約相手方防衛事業適合事業者に通知するとともに、その写しを同項の監査実施地方防衛局調達部長等に送付するものとする。

第１０　未適合下請負事業者に対する監査

１　第９第３項の規定により未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いを承認した場合において当該未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いに関する監査を行う監査官は、当該承認に係る申請を行った契約相手方防衛事業適合事業者に対する監査を行う監査官とする。

２　監査実施地方防衛局調達部長等は、同項の未適合下請負事業者が保護すべき情報を大量に保管している場合、当該未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱い期間が短期間である場合その他未適合下請負事業者による保護すべき情報の適正な取扱いを促し、又は確認する必要がある場合は、前項の監査官に当該未適合下請負事業者に対する監査を行わせるものとする。

３　前項の規定による監査は、防衛事業適合事業者制度等に係る地方防衛局による検査等の実施要領について（装装保第１４８６２号。令和７年７月３１日）別紙第２に照らして行うものとする。この場合において、同項の監査官は、監査に必要な資料を契約担当官等に要求することができるものとする。

第１１　保護情報取扱原因契約履行後の保護すべき情報の取扱いに関する協議

契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から、保護情報取扱原因契約履行後においても当該契約相手方防衛事業適合事業者が引

き続き保護すべき情報を保有することを希望する旨の協議を受けた場合は、その可否について書面により明示的に回答するものとする。保護すべき情報の保有を認めた契約相手方防衛事業適合事業者から、その下請負事業者であった者に当該保護すべき情報を取り扱わせることを希望する旨の協議を受けた場合も同様とする。

第１２　保護すべき情報の第三者への開示に関する協議

１　契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から、保護すべき情報の第三者への開示に係る協議を受けた場合は、協議の内容について、当該協議に係る調達の要求元に照会するものとする。

２　前項の規定により照会を受けた要求元は、保護情報取扱原因契約を履行する上で第三者に保護すべき情報を開示する必要性を検討した上で、当該第三者への開示の可否について同項の契約担当官等に回答するものとする。

３　前項の回答を受けた契約担当官等は、当該回答の内容に従い、付紙様式第１０を基準として、第１項の契約相手方防衛事業適合事業者に回答するものとする。

第１３　事故等発生時の連絡体制及び措置

１　契約相手方防衛事業適合事業者又はその下請負先若しくはその委託先において事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）が発生した場合の連絡体制は、別図を基準とする。

２　契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者に対し、事故等が発生した場合の防衛装備庁の報告先を周知するものとする。この場合において、契約相手方防衛事業適合事業者の下請負先又は委託先における事故等の報告については、当該契約相手方防衛事業適合事業者を通じて契約担当官等に報告するよう周知するものとする。

３　契約相手方防衛事業適合事業者から事故等の報告を受けた装備保全管理課長は、当該事故等が及ぼす影響を勘案し、当該事故等についての情報を装備政策部長その他関係者に迅速に報告し、及び関係部署に共有するものとする。

４　前項の規定により事故等の報告を受けた装備政策部長は、当該事故等が及ぼす影響を勘案し、その必要があると認めたときは、事故等への対処の方針を定め、事故等に係る事実関係、原因、経過、影響等を調査し、必要な対策等を講じるものとする。この場合において、契約相手方防衛事業適合事業者からの事故等の報告（契約相手方防衛事業適合事業者が行う事故等の調査結果を含む。）を勘案し、その必要が

あると認めたときは、当該契約相手方防衛事業適合事業者又はその下請負先若しくは委託先に対する調査を行うものとする。

5　装備政策部長は、前項の調査を終え、必要な対策等を講じたときは、防衛装備庁長官に報告するとともに、当該事故等が及ぼす影響を勘案し、必要に応じ、防衛大臣に報告するものとする。

6　装備保全管理課長は、事故等の調査の進展により判明した事項について、防衛省に及ぼす影響を勘案し、随時、契約担当官等その他当該事項を必要とする関係者又は関係部署に情報共有を行うものとする。

第１４　契約相手方防衛事業適合事業者に対する改善要求

1　契約担当官等は、事故等の調査の結果、事故等が契約相手方防衛事業適合事業者の情報保全体制に起因すると認められる場合は、付紙様式第１１を基準として当該契約相手方防衛事業適合事業者に通知し、改善措置をとらせるとともに、その写しを装備保全管理課長に送付するものとする。

2　契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から前項の改善措置について報告を受けた場合は、当該改善措置の内容を確認し、その結果を防衛装備庁長官に報告するとともに、装備保全管理課長及び調達管理部調達企画課長（保護情報取扱原因契約が中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号。）第３条に規定する中央調達をいう。）である場合に限る。以下同じ。）並びに当該調達に係る要求元に通知するものとする。

第１５　事故等に関する契約上の処置

1　契約担当官等は、第１３に規定する事故等の調査の結果を踏まえ、当該事故等に係る保護情報取扱原因契約の履行に与える影響等を検討し、付紙様式第１２を基準として協議書を作成し、装備保全管理課長を経て防衛装備庁長官の決裁を受けた上で、当該保護情報取扱原因契約に係る要求元と協議するものとする。

2　契約担当官等は、前項の規定による協議が整った場合は、所要の処置を講ずるため同項の要求元及び同項の事故等に係る契約相手方防衛事業適合事業者と協議した上で、契約物品等の処置、損害がある場合の処置その他事故等の処置に関する必要な事項について、付紙様式第１３を基準として当該契約相手方防衛事業適合事業者との合意書の案を作成するものとする。

3　契約担当官等は、前項の規定により作成した合意書の案について、調達管理部調達企画課長を経て、防衛装備庁長官の決裁を受けるものとする。

４　契約担当官等は、前項の規定による決裁を得て契約相手方防衛事業適合事業者と合意書を締結した場合は、その写しを装備保全管理課長、調達管理部調達企画課長及び当該契約相手方防衛事業適合事業者の監査実施地方防衛局調達部長等並びに当該合意書に係る要求元に送付するものとする。

第１６　保護情報取扱原因契約の変更・解除

１　契約担当官等は、第１５第４項の規定により締結した合意書に基づき保護情報取扱原因契約の変更又は解除を行う必要がある場合は、そのために必要な手続を行うものとする。

２　契約担当官等は、第１５第４項の規定により締結した合意書に基づき契約相手方防衛事業適合事業者に対し損害賠償を請求する場合は、当該合意書に関係書類を添付の上、速やかに、歳入徴収官に対し損害賠償債権の発生を通知するものとする。

第１７　保護情報取扱原因契約履行後に取り扱う保護すべき情報に関する事故等の処置

第１１の規定により保護情報取扱原因契約を履行した後に保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者又はその下請負先若しくはその委託先において事故等が発生した場合の対応については、第１３から第１６までの規定の例に倣い処置するものとする。

付紙様式第１（第５第１項関係）
作成年月日：

保護すべき情報の指定に関するチェックシート

調達要求番号	
調達要求年月日	
調達要求書作成部署	
調達要求決裁者 （所属・役職・氏名）	
調達要求件名	
保護すべき情報の指定に関するチェック内容	本調達における企業が取り扱う情報についてのチェック内容 （「はい」又は「いいえ」の該当する□を✓を付す） (1) 本調達において企業に利用させる情報等に関する事項 ・関係者以外への開示を制限する情報の伝達、文書、データ及び物件の貸付け又は提供することはない。 （□はい・□いいえ） (2)本調達において企業が作成した情報等に関する事項 ・当該情報、文書、データ及び物件の全てを開示することを予定している、又は、積極的な開示は予定していないが求められれば、全て開示できる。 （□はい・□いいえ） (3)本調達において企業が契約を履行する環境に関する事項 ・契約を履行する現場への立入や契約履行中の情報の取扱いを契約の履行関係者に制限しなくても良い。 （□はい・□いいえ）

上記(1)から(3)までを踏まえた本調達の中の保護すべき情報の有無

設問１　(1)から(3)までにおいて、１つ以上「いいえ」があるか。

□　１つ以上「いいえ」がある

⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。

（以降の設問は省略）

□　全て「はい」

⇒設問２へ

設問２　国際共同研究開発の相手先や他国の情報を取扱う調達であり、保護すべき情報の指定を行わず企業に情報セキュリティ対策を求めない場合、当該他国との信頼を損なう可能性があるか。

□　はい

⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。

□　いいえ

⇒保護すべき情報がないため、特約条項を適用しない。

付紙様式第２（第５第２項関係）

情報セキュリティ指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作　成　部　課	
	作　成　年　月	
品　名		
仕　様　書　番　号		

１　保護すべき情報として指定する理由（注）

２　保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備　考

３　特記事項

（注）第１項（保護すべき情報として指定する理由）には、この調達要求（契約）において企業が取り扱う情報を保護すべき情報に指定する理由について、当該企業が容易に理解し、当該情報を保護すべき情報として的確に取り扱うことができるよう、分かりやすく、かつ、具体的に記載すること（単に、「注意」又は「部内限り」に指定されているといった記載は避けること。）。また、他の調達要求（契約）において用いた情報セキュリティ指定書の内容をそのまま用い、この調達要求（契約）に当てはまらない指定をすることにならないよう留意すること。

付紙様式第３（第５第６項関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（監査実施地方防衛局調達部長等）
殿
装備政策部装備保全管理課長

（契約担当官等）

情報セキュリティ指定書の変更等について（通知）

下記の契約に係る保護すべき情報の指定の変更等が別紙のとおり行われたので、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護及び防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保に関する関係訓令の実施要領について（装装保第７０３８号。令和８年３月３１日）別紙第２第５第６項の規定に基づき、通知する。

記

１　調達要求番号
２　契約品名
３　認証番号（認証年月日）又は契約番号（契約年月）

添付書類：別紙（要求元からの保護すべき情報の指定変更等通知文書）

付紙様式第４（第６第１項関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（要求元等）　　殿

（契約相手方防衛事業適合事業者）

取扱者名簿の届出について

防衛事業適合事業者における保護すべき情報の情報セキュリティの確保に係る契約（締結年月日）別紙（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準）に定めるところにより、下記の契約に係る取扱者名簿について、別添のとおり届け出ます。

記

１　調達要求番号
２　契約品名
３　認証番号又は契約番号（年月日）
４　納期
５　監査対象事業所名等（所在地）
６　監査対象部門（所在地）

添付書類：（取扱者名簿）

付紙様式第５（第６第１項関係）

取扱者名簿

（記入後は、「個人情報」及び「注意」の表示を関係規則等に従って行う。）

番号	氏　名 （フリガナ）	生年月日	住　所	国籍	所属・役職	業務内容	備考

※ 氏名欄は、戸籍上の氏名を記載すること。フリガナは、必要に応じ欄を設けて記載しても差し支えない。

※ 生年月日欄は和暦標記を基本とする。なお、「S」・「H」等の標記は可とする。

※ 業務内容は、ａ：役員、ｂ：営業、ｃ：情報システム関係者、ｄ：エンジニア（情報システム関係者を除く。）、ｅ：その他、の記号で記載することを基本とするが、これにより難い場合は、適宜の凡例を様式内に示すなどして記入すること。

※ 備考欄には、現在履行中の他の契約での取扱者として承認されている場合は、〇及び当該調達要求番号を記載する（複数該当する場合は、契約期間が一番長いものを記載）。

※ 書ききれない場合は、備考欄のほか、欄外の余白部分又は別紙を用いて補足することは差し支えない。

※ 本名簿に記載された個人情報は、取扱者としての確認手続にのみ使用し、目的外の利用を禁止する。

付紙様式第６（第６第５項関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（契約相手方防衛事業適合事業者）

殿

（要求元等）

取扱者名簿の届出について（通知）

令和　年　月　日付け（契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号）で届出のあった標記について、不同意とする旨通知します。

不同意の理由については、当該理由に不開示とすべき情報が含まれることから開示しません。

調達要求番号等：

付紙様式第７（第６第６項関係）

取扱者名簿受領書

殿

受領　　年　　月　　日

下記契約に係る取扱者名簿を受領した。

記

１　調達要求番号

２　契約品名

３　取扱者名簿の届出日（文書番号、発簡番号等）

受領者

所属　　官職　　氏名

付紙様式第８（第７第２項関係）

保護すべき情報のリスト等

<table>
<tr><td colspan="2">送付リスト</td></tr>
<tr><td colspan="2">殿

送達　令和　　年　　月　　日
所属　　官職　　氏名</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td>数量等（枚数、媒体数等）、
データの場合は容量等</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
受領書は至急返送されたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　切　取　線　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

付紙様式第９（第９第３項関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（契約相手方防衛事業適合事業者）

殿

（契約担当官等）

未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いについて（承認）

令和　年　月　日付け（契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号）で申請のあった標記について、承認します。

※不承認の場合は、件名の「（承認）」を「（通知）」とし、以下の本文とする。
（・・・）標記について、別紙の理由により不承認としますので通知します。

写送付先：監査実施地方防衛局調達部長等

付紙様式第１０（第１２第３項関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（契約相手方防衛事業適合事業者） 殿

（契約担当官等）

保護すべき情報の第三者への開示について（回答）

令和 年 月 日付け（契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号）で協議のあった標記について、許可します。

※不許可の場合は
（・・・）標記について、別紙の理由により不許可としますので通知します。

付紙様式第１１（第１４第１項関係）

文 書 番 号
発簡年月日

（契約相手方防衛事業適合事業者）　殿

（契約担当官等）

（事故名等）に係る改善措置について（通知）

令和　年　月　日付け（契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号）で報告のあった標記について、「　　」を通知します。

※「　」欄には改善措置内容を記入

写送付先：装備政策部装備保全管理課長

付紙様式第１２（第１５第１項関係）

装備品等の事故等に関する協議書

文書番号

令和　　年　　月　　日

殿

防衛装備庁長官

下記契約について、保護すべき情報に関する漏えい等の事故等が発生したので、その措置について協議する。

契約内容	調達要求番号	
	品名	
	契約金額	
	納期	
	契約相手方	
事故等の内容、その影響及び処置した事項		
契約相手方防衛事業適合事業者の申し出た修補措置等の内容		
契約の履行に関する当庁の意見		
その他		

文書番号

令和　　年　　月　　日

防衛装備庁長官　殿
（装備保全管理課長経由）

文書番号（発簡年月日）による協議事項については、次のとおり実施されたい。

契約上の措置	(1) 契約相手方防衛事業適合事業者の申出のとおり (2)契約解除(一部　・　全部　) (3)その他 (　　)
特記事項	

付紙様式第１３（第１５第２項関係）

収入 印紙

事故等の処理に関する合意書

調達要求番号		納　　期		
品　　名		※１担当調達官等		
数　　量		（選択） ※２	番号	第　　号
金　　額			年月日	令和　　年　　月　　日

上記の契約について発生した事故等の処置については、甲、乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この２通を作成し双方記名の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

契約担当官等

乙

住　　所
会 社 名
代表者名

※ 認証する。
令和　　年　　月　　日　　支出負担行為認証官
認証番号第　　号

別紙には、①契約上処理すべき事項②契約物品等の処理③損害がある場合の処置について、合意した内容を記載する。

※１　中央調達の場合のみ記載する。

※２（選択）:「認証」又は「契約」のいずれかを記入する。

別　図

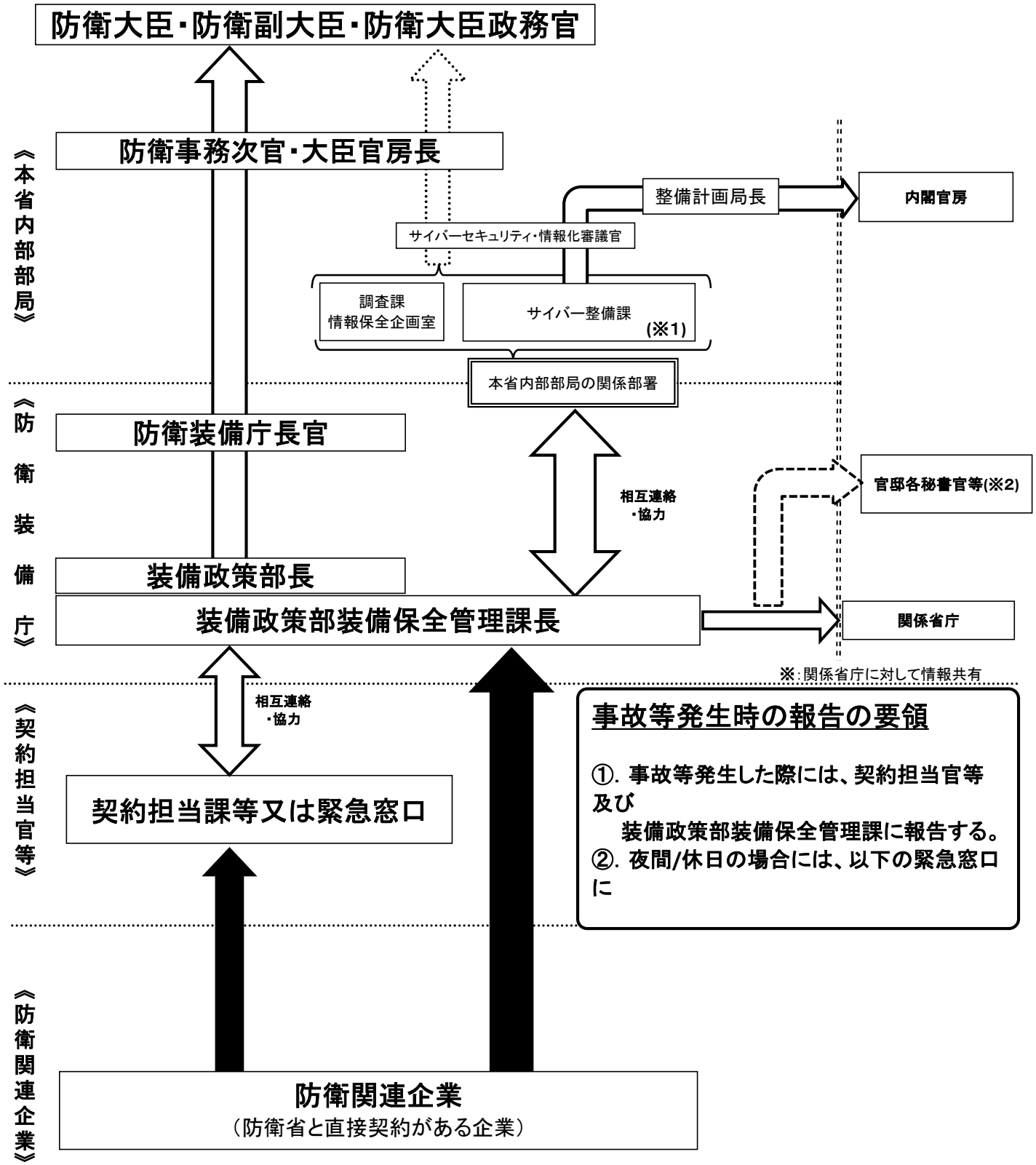

■注　※１：サイバー事案についてはサイバー整備課への連絡を行い、関係省庁への情報共有を図るものとする。
※２：事故等の内容が、社会的に影響の大きなものについては官邸各秘書官等への情報共有を行う。
※３：防衛事業適合事業者から契約担当官等及び装備保全管理課への第一報については、「別記様式」を用いて行うことを基準とする。

（宛先）

① 会社名 （事業所名を含む。）		
② 連絡先部署、担当者名 ③ 電話番号		（内線　　）
④ 速報の内容	□ ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故（疑い・おそれ）
	□ イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	□ ウ	情報セキュリティ事故等
	□ エ	その他
⑤ 現時点でわかっていることの詳細		
⑥ これまでにとった対応	□ ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 □ イ 公的関係機関に通報（公的関係機関の名称を合わせて明記） （ ） □ ウ その他 （ ）	
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) 〇〇式〇〇に関する契約	□ ア 防衛装備庁 （担当課等を合わせて明記） （ ） □ イ その他の契約機関 （担当部署を合わせて明記） （ ）	

※1　省内関係各署への伝達を迅速に行うため、防衛事業適合事業者から契約担当官等及び装備保全管理課への第一報については、この様式を用いて行うことを基準とする。（作成に当たっては、付紙の記入要領を参照のこと。）

※2　防衛事業適合事業者から契約担当官等及び装備保全管理課への本報告書の送信は、必ず電話連絡を行ったのちに、電子メール等により行うものとする。また、本報告書を省内関係各署間で送信する場合についても、送信に先立ち、当該送信先に対して必ず電話連絡を行うこと。

※3　防衛事業適合事業者から電子メール等の送信が不可能な場合は、契約担当官等及び装備保全管理課の担当者が上記を聴取し、以降、本様式により省内関係各署へ伝達する。

（記入要領）

（宛先）　*防衛装備庁　〇〇部　〇〇官　〇〇　宛*

① 会社名 （事業所名を含む）	*〇〇(株)　〇〇事業所*	チェックは、■、レのいずれでもよい。
② 連絡先部署、担当者名	*〇〇課　〇〇*	
③ 電話番号	*03-〇〇〇〇-〇〇〇〇*　　（内線　　*〇〇〇〇〇*　　）	
④ 速報の内容	□　ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故（疑い・おそれ）
	□　イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	■　ウ	情報セキュリティ事故等
	□　エ	その他
⑤ 現時点でわかっていることの詳細	*〇〇に関するデータの流出の可能性あり*	
⑥ これまでにとった対応	■ ア　事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 □ イ　公的関係機関に通報（公的関係機関の名称を合わせて明記） （　　） ■ ウ　その他 （*社内対策会議を緊急召集*）	
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) 〇〇式〇〇に関する契約	□ ア　防衛装備庁　（担当課等を合わせて明記） （*〇〇式〇〇に関する契約(装備庁〇〇官)*） □ イ　その他の契約機関　（担当部署を合わせて明記） （*〇〇の補用品(陸自〇〇補給処)*）	

※　テキスト形式による送信の場合は、下記の略記例を参照

（テキスト形式による送信の場合の略記の例）　　※テキスト文中の①～⑦の番号は、上記様式中の番号に対応。

情報セキュリティ特約条項第6条第2項の速報

①　〇〇(株)　〇〇事業所
②　〇〇課　〇〇
③　03－〇〇〇〇－〇〇〇〇　(内線〇〇〇〇)
④　6-2-1　ア　悪意のあるコードへの感染
⑤　〇〇に関するデータの流出の可能性あり
⑥　ア　事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断
*　　イ　社内対策会議を緊急召集*
⑦　ア　〇〇式〇〇に関する契約　(装備庁〇〇官)
*　　イ　〇〇の補用品　(陸自〇〇補給処)*